

高島町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 :	山形県高島町
事 業 名 :	公共下水道事業
策 定 日 :	令和 8 年 3 月
計 画 期 間 :	令和 8 年度 ~ 令和 17年度

1. 事業概要

(1) 事業の概要

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (38年目)	法適(全部・一部適用) 非適の区分	法適用(全部) 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	21.9人/ha (令和6年度末)	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化として、平成27年度に策定した『高島町汚水処理施設整備計画』（令和7年度改定中）に基づき、汚水処理の特性、経済性及び運営管理手法等で有利である公共下水道事業を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<p>本町の下水道使用料は、1か月ごとの使用水量に基づき、基本使用料と超過使用料で決定しています。基本水量10m³までは基本使用料に含まれており、10m³を超えた場合は超過使用料が加算されます。</p> <p style="text-align: center;">下水道使用料表</p> <p style="text-align: center;">基本使用料 単位：円（税抜）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排水種別</th> <th style="width: 40%;">汚水量</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般用</td> <td>1立方メートルから5立方メートルまで</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>5立方メートルを超え10立方メートルまで</td> <td style="text-align: center;">1,900</td> </tr> <tr> <td>温泉公衆浴場</td> <td>1立方メートルにつき70円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">超過使用料（1立方メートルあたり） 単位：円（税抜）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排水種別</th> <th style="width: 40%;">汚水量</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10立方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>温泉公衆浴場</td> <td>1立方メートルにつき70円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				排水種別	汚水量	使用料	一般用	1立方メートルから5立方メートルまで	1,500	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,900	温泉公衆浴場	1立方メートルにつき70円		排水種別	汚水量	使用料	一般用	10立方メートルを超えるもの	200	温泉公衆浴場	1立方メートルにつき70円	
排水種別	汚水量	使用料																						
一般用	1立方メートルから5立方メートルまで	1,500																						
	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,900																						
温泉公衆浴場	1立方メートルにつき70円																							
排水種別	汚水量	使用料																						
一般用	10立方メートルを超えるもの	200																						
温泉公衆浴場	1立方メートルにつき70円																							
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と区分はありません。																							
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	温泉廃湯は従量に応じて算定しています。																							
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 4 年度	3,900 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 4 年度	3,979 円																			
	令和 5 年度	3,900 円		令和 5 年度	3,959 円																			
	令和 6 年度	3,900 円		令和 6 年度	3,979 円																			

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業の職員数は、課長（水道事業と兼務）のほか、5名（課長補佐兼下水道係長1、主任1、技師1、技師補1、専門員1）で組織しています。課長を除く事業ごとの人員配置は、公共下水道事業4名、特定環境保全公共下水道事業1名となっており、農業集落排水事業と特定地域生活排水処理事業は公共下水道事業等の配属職員が兼務しています。
事業運営組織	<p>上下水道課が、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を所掌しています。</p> <p style="text-align: center;"><組織体制></p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[上下水道課 ・課長] --- B[公共下水道事業 (4名)] A --- C[特定環境保全 公共下水道事業 (1名)] C -.- D[・農業集落排水事業 ・特定地域生活排水 処理事業 (兼務)] </pre> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管路施設：調査・修繕・清掃業務を仕様発注で民間業者に委託しています。 ・マンホールポンプ施設：清掃、維持管理業務等を仕様発注で民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 経営比較分析表：別紙の通り

本町の下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）は、令和6年度から地方公営企業法（全部）を適用し公営企業へ移行しました。下記に主要な経営指標の現状分析を示します。

- ・**経費回収率 (%)** …100%以上が望ましい **下水道使用料/汚水処理費（公費負担分除く）**
 経費回収率は約98%となっており、類似団体の平均値と比較しても高い水準にあります。現時点では、汚水処理費を使用料収入で概ね賄えている状況にありますが、今後は施設の老朽化の進行や物価上昇等により、汚水処理費の増加が見込まれます。
 このため、ストックマネジメント計画に基づき、ライフサイクルコストの低減に資する取組を着実に進めるとともに、使用料収入の安定的な確保に向け未接続世帯の解消を図るなど、「6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ」に示す支出削減および収入増加の取組を推進します。
- ・**経常収支比率 (%)** …100%以上が望ましい **経常収益/経常費用**
 経常収支比率は100%を上回っており、類似団体の平均値と比較して同程度の水準にありますが、一般会計繰入金により収支の均衡を維持しているのが現状です。このため、支出削減および収入増加の取組を推進し、一般会計繰入金への依存度の低減に努めます。
- ・**水洗化率 (%)** …100%が望ましい **水洗化人口/処理区域内人口**
 水洗化率は約96%であり、安定して高い水準を維持しており、類似団体の平均値と比較しても上回る状況にあります。一方で、依然として未接続世帯が残っていることから、未接続世帯の解消に向けた取組を継続し、使用料収入の安定的な確保に努めます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の見通しは、以下の考え方で推計しています。

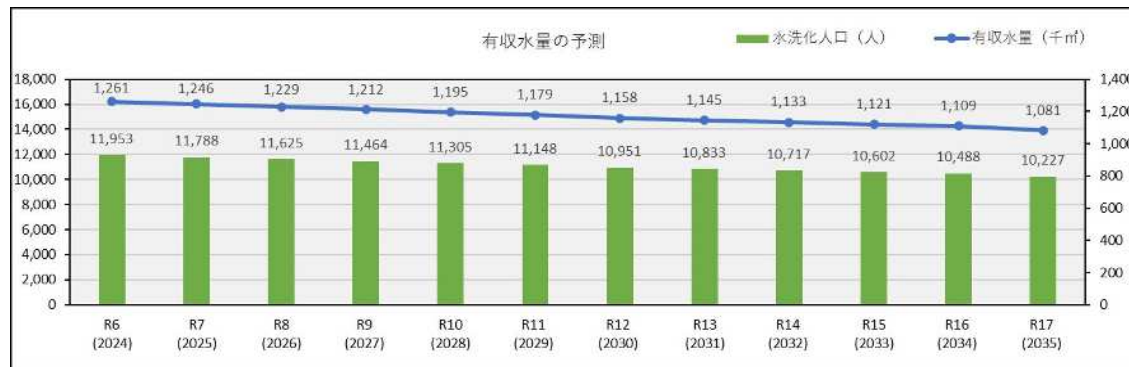
- 行政人口**
 令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の5年ごとの将来人口推計を基に、直線補間により各年の将来行政人口を推計しています。
- 処理区域内人口**
 令和6年度の処理区域内人口の実績値に、令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に基づく増減率を反映し、将来の処理区域内人口を推計しています。



(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、下記の考え方で推計しています。

- 水洗化率**
 過年度の水洗化率の実績を踏まえ、毎年0.11%の上昇を見込み、令和6年度の水洗化率95.71% (実績) を基準として、令和17年度の水洗化率を約96.9% (=95.71%+0.11%/年×11年) と設定しています。
- 水洗化人口**
 処理区域内人口の推計値に水洗化率を反映し、将来の水洗化人口を推計しています。令和6年度の水洗化人口11,953人を基準とすると、令和17年度の水洗化人口は10,227人 (=処理区域内人口10,551人×水洗化率約96.9%) となり、約14%の減少を見込んでいます。
- 有収水量**
 水洗化人口の推計値に令和2年度から令和6年度の1人当たりの年間有収水量の平均約106m³/人 (実績) を乗じて推計しています。令和6年度の有収水量1,261千m³を基準とすると、令和17年度の有収水量は1,081千m³ (=水洗化人口10,227人×約106m³/人) となり、約14%の減少を見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、現行の使用料体系を維持することを前提に、下記の考え方で推計しています。

- 使用料収入**
 有収水量の推計値に令和2年度から令和6年度の使用料単価の平均約198円/m³ (実績) を乗じて推計しています。令和6年度の使用料収入250,854千円 (税抜) を基準とすると、令和17年度の使用料収入は213,906千円 (=有収水量1,081千m³×使用料単価約198円/m³) となり、約15%の減少を見込んでいます。



(4) 施設の見通し

・昭和48年度の建設事業開始から52年が経過し、既に標準耐用年数である50年を迎えている管路施設があり、同様の施設はさらに増えるため、今後、改築需要の増加が見込まれています。このため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的な点検・調査及び修繕を組み合わせることで、ライフサイクルコストの低減と改築需要の平準化を図ります。

・マンホールポンプの機械電気設備については、標準耐用年数が約15年であることを踏まえ、予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的な点検・調査及び修繕を組み合わせることで、ライフサイクルコストの低減と改築需要の平準化を図ります。

(5) 組織の見通し

・技術職員と事務職員については、退職した職員の方は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しています。

・職員が変わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実等を図っていきます。

3. 経営の基本方針

施策1 公共下水道の未普及解消

・下水道事業の早期概成（汚水処理人口普及率95%）を目指し、公共下水道の効率的な整備を実施します。

施策2 公共下水道施設の適正な維持管理

・ストックマネジメント計画に基づき、管路の点検・調査を実施し、情報を蓄積・評価します。その上で、中長期的な改築需要を予測し、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉え、計画的かつ効率的な維持管理を推進していきます。

・マンホールポンプ場の定期点検・清掃を実施し、夾雑物や設備劣化等による運転停止を未然に防ぎます。また、運転および点検記録を蓄積することで、計画的な修繕・改築に役立ちます。

・自然災害等の緊急時に備え、下水道BCPに基づく迅速かつ的確な対応を行うとともに、危機管理体制の継続的な強化に取り組みます。

施策3 公共下水道事業の経営の安定

・現在の下水道普及率や今後の新規整備の予定を踏まえ、これから増加が見込まれる改築事業を中心に、必要となる事業量や事業費を的確に把握・精査します。常に最適な事業運営が可能となるよう、新規整備及び改築更新に係る事業の継続的な見直しを行います。

・持続的かつ安定的な事業運営のため、支出削減と収入増加の取り組みを通じて経費回収率の向上を目指し、経営の健全化を図ります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
 ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の早期概成を見据えた新規整備事業と、今後増加が見込まれる改築事業との適切なバランスを図りながら、各事業の定期的な見直しを行うことで、計画的かつ効率的な投資を目指します。 ・不明水対策として、ストックマネジメント計画に基づく管路施設の改築修繕、人孔蓋の改築を実施し、有収率の向上を図ります。
-----	---

- ・新規整備として、面整備の事業費を年間約32,000千円を計上しています。
- ・改築更新として、管路およびマンホールポンプの改築事業費を年間約30,000～95,000千円を計上しています。
- ・不明水対策として、マンホール蓋の更新事業費を年間約5,000千円計上しています。
- ・流域下水道建設負担金として、年間約16,400～28,600千円を計上しています。

単位：千円

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	備考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
新規整備	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	面整備
改築更新	39,000	74,000	50,000	50,000	30,000	50,000	95,000	30,000	50,000	50,000	管路、MP
不明水対策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	蓋更新
流域下水道建設負担金	28,300	28,600	21,300	16,400	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・投資財源については、補助金・企業債・負担金・繰入金を組み合わせ、必要投資を継続できる財源を確保します。 ・水洗化率96.9%を目標値と設定し、接続率向上のための取組みを推進し、使用料収入の安定的な確保に努めます。
-----	--

- ・収益的収支について、国庫補助金を活用しつつ、下水道使用料および他会計補助金（基準内）により維持管理費および資本費を賅うこととしており、基準外繰入は計上していません。
- ・固定資産取得による支出に対して補助金収入と企業債収入を計上しており、併せて負担金・分担金等を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人員は現行体制を維持するものとし、令和6年度の実績を基準として、給与の上昇分（+1%/年）を考慮し設定しています。
(2) 動力費、修繕費、委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の実績を基準として、物価上昇（+1%/年）を考慮し設定しています。
(3) 経常的な委託費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールポンプ清掃業務（単年度契約） ・特定事業場排水水質検査業務（単年度契約） ・下水道汚泥処分業務（単年度契約） ・マンホールポンプクラウド監視業務（長期契約（5年）R8更新） ・下水道使用料等徴収業務（単年度契約） ・管路点検調査業務（単年度契約）
(4) 臨時的な委託費に関する事項	<p>上記の経常的な委託以外に予定している委託を下記に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント修繕改築計画策定業務（R8、R13） ・公共下水道管路施設改築実施設計業務（R9、R14） ・経営戦略改定業務（R12、R17） ・下水道台帳整備業務（隔年契約） ・下水道事業変更認可業務（R8、R13） ・汚水処理施設整備計画改定業務（R17）

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	・『高島町汚水処理施設整備計画』（令和7年度改定中）に基づき、汚水処理の最適化に努め、下水道事業の早期概成（汚水処理人口普及率95%）を目指します。
投資の平準化に関する事項	・限られた予算の下、増大する改築需要に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査・修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設全体の管理を最適化することで、ライフサイクルコストの低減と改築需要の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）については、委託ごとに仕様発注を行っている現状を踏まえ、本町に適した事業スキームや導入効果等について情報収集および整理を行い、ウォーターPPP導入の可能性について調査・検討を進めます。
その他の取組	・上記以外について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の先進事例を参考にし、必要に応じて本事業に効果的な方策について検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・公営企業としての独立採算の原則に則り、一般会計への過度な依存をしない健全な経営を継続していくため、令和8年度に識見者・下水道利用者が参画する運営委員会を組織し、毎年度経営状況・事業方針について報告を行うとともに、経営戦略の改定後には使用料改定の必要性について諮問を行い、使用料改定の必要性が認められる場合、次回経営戦略の改定までに使用料の改定を行います。
資産活用による収入増加の取組について	・活用可能な資産が無いため具体的な計画はありませんが、他自治体での動向や実現性及び採算性等を十分に考慮した上で、必要に応じて調査・検討していきます。
その他の取組	・令和9年度以降の汚水管路の改築事業に対して、交付金を受けるためにはウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）の導入が要件化されていることから、ウォーターPPPの導入の可能性について調査・検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）については、現行の委託ごとに仕様発注を行っている方式を踏まえ、本町に適した事業スキームや導入効果等について情報収集および整理を行い、ウォーターPPP導入の可能性について調査・検討を進めます。
職員給与費に関する事項	・本町の人事・給与制度によるところとします。
動力費に関する事項	・マンホールポンプの更新時において、対象人口や現況流入量などを踏まえて計画汚水量の見直しによるダウンサイジングや、高効率ポンプの導入により動力費の軽減を図ります。
薬品費に関する事項	・該当ありません。
修繕費に関する事項	・ストックマネジメント計画に基づき、予防保全を前提とした維持管理を実践していきます。これにより、突発的、大規模な更新を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ることで、修繕費の低減及び平準化を図っていきます。
委託費に関する事項	・現状の発注方式、仕様内容及び委託費等を精査し、効率化・合理化による経費削減の可能性について検討していきます。
その他の取組	・ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式による官民連携）の導入により、上記経費の削減が期待されることから、ウォーターPPPの導入の可能性について調査・検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・毎年、決算確定後に投資・財政計画の計画値と実績値の比較を行い、計画値から大きく乖離がみられる場合は、適宜計画を修正するほか、5年に1回の頻度でローリング方式により全面改定を行います。 次回は令和12年度に計画期間を令和13年度から令和22年度までの10年間とする経営戦略を策定し、公表します。
---------------------	--

6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について（令和2年7月22日）」及び「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について（令和6年4月1日）」に基づき、公共下水道事業（狭義の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

(1) ロードマップ

経営戦略については、毎年度決算値と計画値を比較し、計画値から大きく乖離が見られる場合、適宜計画を修正するほか、5年に1回の頻度でローリング方式により全面改定を行います。次回は令和12年度に計画期間を令和13年度から令和22年度までとする経営戦略を策定し、公表します。

また、以下に掲げる業績目標の達成のため、経営戦略の改定後には使用料の改定の必要性を含めた収支構造の改善の必要性に関する検証を行うとともに、改善の必要性について高畠町上下水道事業運営委員会（仮称）に諮問し、改善の必要性が認められる場合、次回経営戦略の改定までに使用料の改定等を行います。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し	◎					◎					◎
収支構造の改善の必要性に関する検証											

(2) 業績目標

健全な事業運営を継続していくため、以下の経営指標について、本計画期間最終年度（令和17年度）の目標値を定め、達成に向けた施策を講じます。

経営指標	現状値 (R6)	目標値 (R17)	施策
経費回収率	100.0%	100.0%	汚水処理費（使用料で回収すべき経費）について、水洗化率の向上及び有収率の向上を図ることで計画最終年度において、公費負担分控除後の経費回収率100%を維持します。
水洗化率	93.0%	95.0%	収入増加のための取組みとして下水道への未接続世帯への接続奨励等により水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保を図ります。
有収率	81.5%	83.0%	支出削減のための取組みの一つとして、ストックマネジメント計画に基づき、施設の重要度や緊急度に応じて老朽化した管渠の更新を行い、不明水の縮減を図るほか、家庭内の排水設備からの雨水流入も少なくないと想定されるため、適切な管理・修繕を広報誌等で呼びかけることで有収率の向上を図り、汚水処理経費の削減を図ります。

投資・財政計画 (収支計画)

高島町下水道事業 公共下水道事業

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度 令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		前	後												
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	84,000	69,100	72,300	90,100	70,800	65,900	63,300	73,300	95,800	63,300	73,300	73,300		
	うち 資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金														
	3. 他 会 計 補 助 金	63,280	13,662	22,166	1,823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	24,475	24,940	25,338	22,770	20,574	18,146	15,588	12,951	10,043	7,521	5,245	5,083		
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国(都道府県)補助金	71,632	37,500	22,000	39,500	27,500	27,500	17,500	27,500	50,000	17,500	27,500	27,500		
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	732	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他														
計 (A)	244,119	145,202	141,804	154,193	118,874	111,546	96,388	113,751	155,843	88,321	106,045	105,883			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)	244,119	145,202	141,804	154,193	118,874	111,546	96,388	113,751	155,843	88,321	106,045	105,883			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	161,111	116,600	104,300	139,600	108,300	103,400	90,800	110,800	155,800	90,800	110,800	110,800		
	うち 職員給与費														
	2. 企 業 債 償 還 金	179,416	161,261	146,478	128,459	115,661	103,460	85,187	75,775	63,457	55,745	49,122	46,732		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他															
計 (D)	340,527	277,861	250,778	268,059	223,961	206,860	175,987	186,575	219,257	146,545	159,922	157,532			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	96,408	132,659	108,974	113,866	105,087	95,314	79,599	72,824	63,414	58,224	53,877	51,649			
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	81,626	128,977	105,811	107,002	99,612	90,064	74,352	66,429	54,709	52,244	46,781	44,538		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額														
	3. 繰 越 工 事 資 金														
	4. そ の 他	14,782	3,682	3,163	6,864	5,475	5,250	5,247	6,395	8,705	5,980	7,096	7,111		
計 (F)	96,408	132,659	108,974	113,866	105,087	95,314	79,599	72,824	63,414	58,224	53,877	51,649			
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)	1,296,664	1,204,503	1,130,325	1,091,966	1,047,105	1,009,545	987,658	985,183	1,017,526	1,025,081	1,049,259	1,075,827			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		前	後												
収 益 的 収 支 分		58,545	54,910	85,242	84,162	91,500	91,412	102,133	125,166	117,762	121,776	132,797	149,511		
	うち 基準内繰入金	32,147	54,910	85,242	84,162	91,500	91,412	102,133	125,166	117,762	121,776	132,797	149,511		
	うち 基準外繰入金	26,398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		87,755	38,602	47,504	24,593	20,574	18,146	15,588	12,951	10,043	7,521	5,245	5,083		
	うち 基準内繰入金	24,475	24,940	25,338	22,770	20,574	18,146	15,588	12,951	10,043	7,521	5,245	5,083		
	うち 基準外繰入金	63,280	13,662	22,166	1,823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		146,300	93,512	132,746	108,755	112,074	109,558	117,721	138,117	127,805	129,297	138,042	154,594		

経営比較分析表（令和6年度決算）

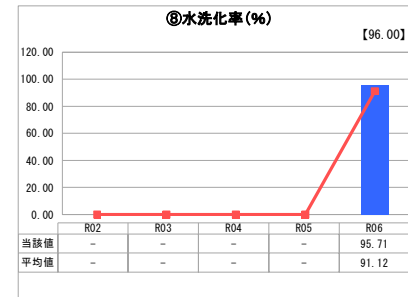
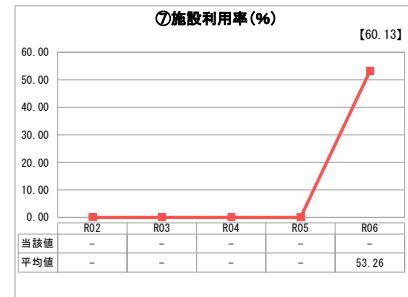
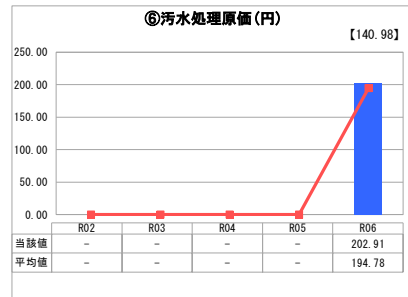
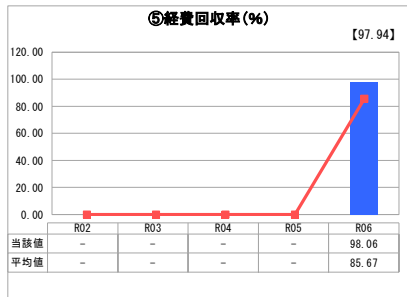
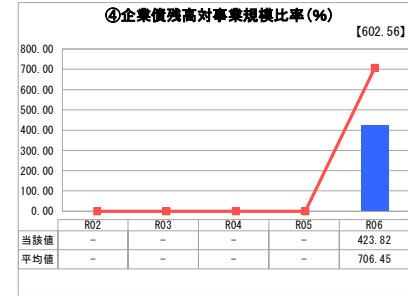
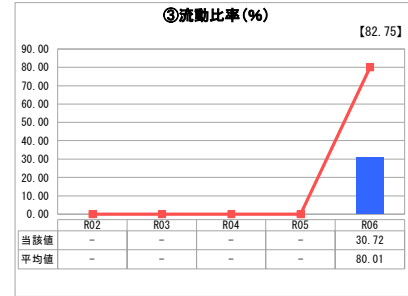
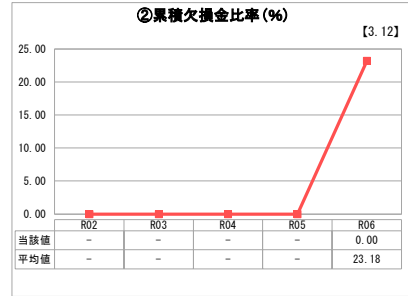
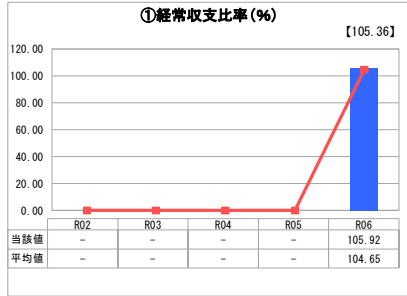
山形県 高島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	77.89	59.01	81.54	4,290

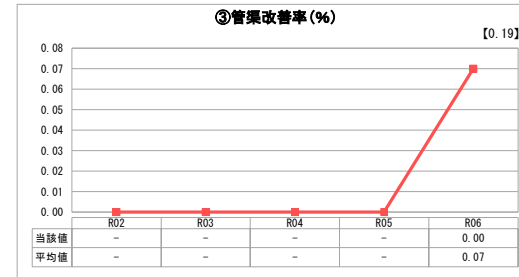
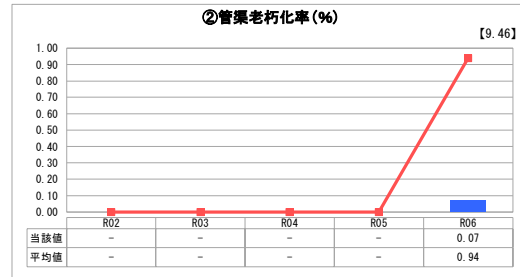
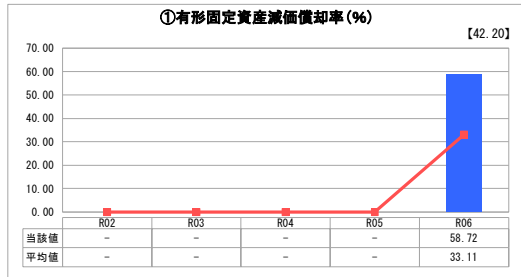
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,306	180.26	118.20
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
12,489	5.69	2,194.90

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
[] 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①③⑤経常収支比率は100%を上回り、経費回収率は100%には達していないものの、類似団体の平均と比べて良好な水準です。経費回収率については、補助金等の計上区分が比率に影響し得るため、使用料収入と費用の対応関係を検証し、将来の使用料体系の妥当性を確認します。流動比率は目安水準となる100%を下回っているため、短期償還債務の計画的な管理を行い、資金繰りが破綻しないような事業運営を行ってまいります。なお、当年度末時点で資金不足は発生していません。

②④累積欠損金は生じておらず健全な状態にあり、企業債残高対事業規模比率は類似団体より低い値です。将来の更新需要を踏まえ、過度な負担の平準化を念頭に、中長期の投資・償還計画の適正化に努めます。

⑥汚水処理原価は類似団体平均と比較して同水準で推移しています。維持管理の最適化、包括的民間委託等（PPP・PF1等）の活用可能性や設備更新時の高効率機器導入など、多面的なコスト抑制策を検討します。

⑦⑧県流域下水道に接続しており町で処理施設を保有していないため、施設利用率は数値なしとなっております。また水洗化率は類似団体平均と比較して高い水準にありますが、引き続き未接続世帯への働き掛けや面的接続促進、需要の平準化策を通じて、使用料収入の安定化を図ります。

2. 老朽化の状況について

当町の公共下水道は昭和48年に建設事業を開始し、昭和62年に供用を開始しました。現時点の管渠老朽化率は低水準ですが、初期に布設した管路が今後10～15年で順次法定耐用年数に到達する見込みであり、ストックマネジメント修繕改善計画に基づく計画的な更新を継続します。マンホールポンプは全箇所更新済みであり、今後は適切な維持管理により機能の安定を図ります。有形固定資産減価償却率は高い水準にあるため、資産状態の注視とともに費用構造の点検を進めます。（※法適用移行時の資産評価方法の違いにより、類似団体平均と比較して高い値となっております。）

全体総括

令和6年度から地方公営企業法の全部適用事業へと移行し、企業会計方式により経営・財務情報の可視化が進みました。主要な収支は概ね安定的である一方、流動比率は十分とは言えず、短期資金の見直しをたて、資金管理を一層強化する必要があります。

汚水処理原価は類似団体と比較して高水準であり、運転最適化や省エネ化、維持管理の効率化等によるコスト構造の見直しが課題です。引き続き未接続世帯への働き掛けや面的接続の促進により、使用料収入の底上げを図ります。

老朽化については、法定耐用年数に到達する管路が今後増加する見込みであり、ストックマネジメント修繕改善計画に基づく計画的更新と投資・償還の平準化を推進します。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

高島町下水道事業_公共下水道事業

原価計算表

供用開始年月日 昭和 62 年 10 月 1 日
 処理区域内人口 12,489人
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 13 年 3 月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	250,854	236,319	236,319	236,319
受 託 工 事 収 益	0	0	0	0
そ の 他	84	10	10	10
合 計	250,938	236,329	0	236,329

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費			
	給 料	9,390	12,403	2,630
	諸 手 当	5,719	5,952	0
	福 利 費	3,418	3,557	0
	修繕費	2,958	3,078	0
	材 料 費	10	10	0
	路 面 復 旧 費	1,174	1,222	0
	委 託 料	9,268	23,920	5,051
そ の 他	2,256	2,347	0	
小 計	34,193	52,489	7,681	44,808
一般管理費	人件費			
	給 料	2,437	3,219	682
	諸 手 当	1,871	1,947	0
	福 利 費	916	953	0
	流域下水道管理運営費負担金	108,218	130,007	0
	委 託 料	5,409	13,963	2,949
そ の 他	1,730	1,304	0	
小 計	120,581	151,393	3,631	147,762
資本費	支 払 利 息	16,324	15,896	1,926
	減 価 償 却 費 (長期前受金戻入控除後)	77,833	107,867	81,240
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0
小 計	94,157	123,763	83,166	40,597
合 計 (Y)	248,931	327,645	94,478	233,167

資産維持費(Z)	97,080
使用料対象経費(Y)+(Z)	330,247

(X)÷((Y)+(Z))*100= 0.72

<使用料水準についての説明>

資産維持費については、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、計画期間中に見込まれる減価償却費(長期前受金戻入控除後)に機能向上率として0.9を乗じた額としている。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。